

JP ドメイン名紛争処理方針 新旧対照表

改正案	現行	備考欄
<p data-bbox="118 397 338 427">JPNIC の名称変更</p> <p data-bbox="315 485 1037 815"> <u>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u> 公開: 2000 年 7 月 19 日 改正: 2000 年 10 月 10 日 改正: 2002 年 2 月 19 日 改正: 2007 年 3 月 9 日 改正: 2012 年 5 月 16 日 改正: 2017 年 5 月 17 日 実施: 2017 年 7 月 1 日 </p> <p data-bbox="412 871 741 901">JP ドメイン名紛争処理方針</p> <p data-bbox="118 916 282 946">第 1 条 目的</p> <p data-bbox="118 1002 1037 1452"> この「JP ドメイン名紛争処理方針」(以下「本方針」という)は、<u>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u> (以下「JPNIC」という)により採択されたものであり、株式会社日本レジストリサービス (以下「JPRS」という) にドメイン名の登録をした者 (以下「登録者」という) が従う登録規則 (JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群) からの参照により、それと一体になるものであって、登録者が登録したドメイン名の登録と使用から発生する、登録者と第三者との間のドメイン名に係わる紛争処理に関する規約を定めたものである。本方針の第 4 条で定める JP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」(以下「手続規則」という)、<u>及び JPNIC により認定された紛争処理機関</u> (以下「紛争処理機関」という) が別途定める補則に従って、実施されるものとする。 </p>	<p data-bbox="1630 443 1977 774"> 社団法人日本ネットワーク インフォメーションセンター 公開: 2000 年 7 月 19 日 改訂: 2000 年 10 月 10 日 改訂: 2002 年 2 月 19 日 改訂: 2007 年 3 月 9 日 改訂: 2012 年 5 月 16 日 実施: 2012 年 7 月 1 日 </p> <p data-bbox="1352 871 1682 901">JP ドメイン名紛争処理方針</p> <p data-bbox="1059 916 1223 946">第 1 条 目的</p> <p data-bbox="1059 1002 1977 1452"> この「JP ドメイン名紛争処理方針」(以下「本方針」という)は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (以下「JPNIC」という) により採択されたものであり、株式会社日本レジストリサービス (以下「JPRS」という) にドメイン名の登録をした者 (以下「登録者」という) が従う登録規則 (JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群) からの参照により、それと一体になるものであって、登録者が登録したドメイン名の登録と使用から発生する、登録者と第三者との間のドメイン名に係わる紛争処理に関する規約を定めたものである。本方針の第 4 条で定める JP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」(以下「手続規則」という)、<u>および JPNIC により認定された紛争処理機関</u> (以下「紛争処理機関」という) が別途定める補則に従って、実施されるものとする。 </p>	<p data-bbox="2033 485 2107 515">(追加)</p> <p data-bbox="2033 1002 2107 1032">(追加)</p> <p data-bbox="2033 1385 2107 1415">(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p data-bbox="116 151 600 183"><u>裁判所への出訴時の JPRS への提出書類</u></p> <p data-bbox="116 247 560 279">第 4 条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p data-bbox="116 327 358 359">k. 裁判所への出訴</p> <p data-bbox="116 414 1041 1260">いずれの当事者も、この JP ドメイン名紛争処理手続の開始前、係属中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。パネルが、登録者のドメイン名登録の取消または移転の裁定を下した場合には、JPRS はパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の通知から 10 日間（JPRS の本店の営業日で計算）の間、保留する。もしこの 10 日間の間に、JPRS に対し、登録者から申立人を被告として手続規則第 3 条(b)(xii)に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴したことを証する文書（裁判所受領印のある訴状、裁判所による訴訟提起証明書等）の提出がなければ、JPRS はその裁定を実施する。（この合意裁判管轄は、東京地方裁判所または JPRS のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所とする。手続規則第 1 条及び第 3 条(b)(xii)を参照。）もしこの 10 日間の間に、登録者から出訴したことを証する文書の提出があったときには、JPRS はその裁定結果の実施を見送る。また、(i)公正証書による当事者間での和解契約書、(ii)登録者が提訴した当該訴訟についての訴えの取下書及び申立人の同意書、または(iii)当該訴訟を却下もしくは棄却する、あるいは登録者は当該ドメイン名を継続して使用する権利がないとの裁判所による確定判決またはそれと同一の効力を有する文書の写しを、申立人または登録者から JPRS が受領するまで、JPRS はパネルの裁定の実施に関わるいかなる手続も行わない。</p>	<p data-bbox="1057 239 1500 271">第 4 条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p data-bbox="1057 327 1299 359">k. 裁判所への出訴</p> <p data-bbox="1057 414 1982 1260">いずれの当事者も、この JP ドメイン名紛争処理手続の開始前、係属中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。パネルが、登録者のドメイン名登録の取消または移転の裁定を下した場合には、JPRS はパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の通知後 10 日間（JPRS の本店の営業日で計算）の間、保留する。もしこの 10 日間の間に、JPRS に対し、登録者から申立人を被告として手続規則第 3 条(b)(xii)に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴したとの文書（裁判所受領印のある訴状等）の正本の提出がなければ、JPRS はその裁定を実施する。（この合意裁判管轄は、東京地方裁判所または JPRS のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所とする。手続規則第 1 条および第 3 条(b)(xii)を参照。）もしこの 10 日間の間に、登録者から出訴したとの文書の正本の提出があったときには、JPRS はその裁定結果の実施を見送る。また、(i)公正証書による当事者間での和解契約書の正本、(ii)登録者が提訴した当該訴訟についての訴えの取下書および申立人の同意書の正本、または(iii)当該訴訟を却下もしくは棄却する、あるいは登録者は当該ドメイン名を継続して使用する権利がないとの裁判所による確定判決またはそれと同一の効力を有する文書の正本を、申立人または登録者から JPRS が受領するまで、JPRS はパネルの裁定の実施に関わるいかなる手続も行わない。なお、上記の正本にかえ、写しを提出することができる。</p>	<p data-bbox="2027 622 2116 654">(修正)</p> <p data-bbox="2004 758 2150 821">(修正・削除・追加)</p> <p data-bbox="2027 877 2116 909">(修正)</p> <p data-bbox="2027 925 2116 957">(修正)</p> <p data-bbox="2027 973 2116 1005">(削除)</p> <p data-bbox="2027 1021 2116 1053">(修正)</p> <p data-bbox="2027 1069 2116 1101">(削除)</p> <p data-bbox="2027 1141 2116 1173">(修正)</p> <p data-bbox="2027 1228 2116 1260">(削除)</p>

改正案	現行	備考欄
<p data-bbox="118 108 719 140">「<u>申立</u>」を法令の表記に合わせて「<u>申立て</u>」に修正</p> <p data-bbox="118 156 560 188">第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p data-bbox="118 244 412 276">a. 適用対象となる紛争</p> <p data-bbox="118 331 1037 443">第三者（以下「申立人」という）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の<u>申立て</u>があったときには、登録者はこのJP ドメイン名紛争処理手続に従うものとする。</p>	<p data-bbox="1059 156 1500 188">第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p data-bbox="1059 244 1352 276">a. 適用対象となる紛争</p> <p data-bbox="1059 331 1977 443">第三者（以下「申立人」という）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の<u>申立</u>があったときには、登録者はこのJP ドメイン名紛争処理手続に従うものとする。</p>	<p data-bbox="2024 371 2107 403">(修正)</p>
<p data-bbox="118 523 898 555">「<u>および</u>」を法令の表記に合わせて「<u>及び</u>」に修正（計20箇所）</p> <p data-bbox="118 595 282 627">第1条 目的</p> <p data-bbox="118 659 1037 1121">この「JP ドメイン名紛争処理方針」（以下「本方針」という）は、<u>一般</u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）により採択されたものであり、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）にドメイン名の登録をした者（以下「登録者」という）が従う登録規則（JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群）からの参照により、それと一体になるものであって、登録者が登録したドメイン名の登録と使用から発生する、登録者と第三者との間のドメイン名に係わる紛争処理に関する規約を定めたものである。本方針の第4条で定めるJP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「手続規則」という）、<u>及び</u>JPNICにより認定された紛争処理機関（以下「紛争処理機関」という）が別途定める補則に従って、実施されるものとする。</p> <p data-bbox="118 1177 656 1209">第2条 登録者による告知<u>及び</u>告知義務違反</p> <p data-bbox="118 1265 600 1297">第3条 ドメイン名登録の移転<u>及び</u>取消</p>	<p data-bbox="1059 595 1223 627">第1条 目的</p> <p data-bbox="1059 659 1977 1121">この「JP ドメイン名紛争処理方針」（以下「本方針」という）は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）により採択されたものであり、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）にドメイン名の登録をした者（以下「登録者」という）が従う登録規則（JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群）からの参照により、それと一体になるものであって、登録者が登録したドメイン名の登録と使用から発生する、登録者と第三者との間のドメイン名に係わる紛争処理に関する規約を定めたものである。本方針の第4条で定めるJP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「手続規則」という）、<u>および</u>JPNICにより認定された紛争処理機関（以下「紛争処理機関」という）が別途定める補則に従って、実施されるものとする。</p> <p data-bbox="1059 1177 1635 1209">第2条 登録者による告知<u>および</u>告知義務違反</p> <p data-bbox="1059 1265 1581 1297">第3条 ドメイン名登録の移転<u>および</u>取消</p>	<p data-bbox="2024 659 2107 691">(追加)</p> <p data-bbox="2024 1042 2107 1074">(修正)</p> <p data-bbox="2024 1169 2107 1201">(修正)</p> <p data-bbox="2024 1265 2107 1297">(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>b. 不正の目的で登録または使用していることの証明</p> <p>(iv) 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品及びサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき</p> <p>c. 登録者がドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していることの証明</p> <p>申立書を受領した登録者は、手続規則第5条を参照し、答弁書を紛争処理機関に対して提出しなければならない。パネルが、申立人及び登録者の双方から提出されたすべての証拠を検討し、本条 a 項(ii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、登録者は当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。</p> <p>e. 手続の開始とパネルの指名</p> <p>手続の開始及び実施の手順、ならびに紛争処理の裁定を下すパネルの指名手続は、手続規則の定めによる。</p> <p>h. JP ドメイン名紛争処理手続への JPNIC 及び JPRS の関与</p> <p>JPNIC 及び JPRS は、パネルによる手続の管理またはその実施には一切関与しない。また、JPNIC 及び JPRS は、パネルが下す裁定それ自体については、その責任を負わない</p>	<p>第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>b. 不正の目的で登録または使用していることの証明</p> <p>(iv) 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき</p> <p>c. 登録者がドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していることの証明</p> <p>申立書を受領した登録者は、手続規則第5条を参照し、答弁書を紛争処理機関に対して提出しなければならない。パネルが、申立人および登録者の双方から提出されたすべての証拠を検討し、本条 a 項(ii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、登録者は当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。</p> <p>e. 手続の開始とパネルの指名</p> <p>手続の開始および実施の手順、ならびに紛争処理の裁定を下すパネルの指名手続は、手続規則の定めによる。</p> <p>h. JP ドメイン名紛争処理手続への JPNIC および JPRS の関与</p> <p>JPNIC および JPRS は、パネルによる手続の管理またはその実施には一切関与しない。また、JPNIC および JPRS は、パネルが下す裁定それ自体については、その責任を負わない。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>第9条 本方針の改訂</p> <p>JPNIC は、いつでも本方針を改訂する権利を留保する。JPNIC 及び JPRS は、その改訂された本方針をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも 30 日（暦日）前に公開するものとする。【以下略】</p>	<p>第9条 本方針の改訂</p> <p>JPNIC は、いつでも本方針を改訂する権利を留保する。JPNIC および JPRS は、その改訂された本方針をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも 30 日（暦日）前に公開するものとする。【以下略】</p>	<p>(修正)</p>
<p>「後●日以内」「後日間」を法令等に合わせて「から●日以内」「から●日間」に統一</p> <p>第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>k. 裁判所への出訴 【p.2「裁判所への出訴時の JPRS への提出書類」を参照のこと】</p> <p>第8条 紛争中におけるドメイン名の移転</p> <p>登録者は、次のいずれかの場合、当該ドメイン名登録を他の者に移転することができない。</p> <p>(i) 第4条による JP ドメイン名紛争処理手続の係属中または終結から 15 日間（JPRS の本店の営業日で計算）</p>	<p>第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>k. 裁判所への出訴 【p.2「裁判所への出訴時の JPRS への提出書類」を参照のこと】</p> <p>第8条 紛争中におけるドメイン名の移転</p> <p>登録者は、次のいずれかの場合、当該ドメイン名登録を他の者に移転することができない。</p> <p>(i) 第4条による JP ドメイン名紛争処理手続の係属中または終結後-15 日間（JPRS の本店の営業日で計算）</p>	<p>(修正)</p>

JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 新旧対照表

改正案	現行	備考欄
<p>JPNIC の名称変更</p> <p>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター 公開: 2000 年 7 月 19 日 改訂: 2000 年 10 月 10 日 改訂: 2002 年 2 月 19 日 改訂: 2005 年 1 月 21 日 改訂: 2007 年 3 月 9 日 改訂: 2012 年 2 月 10 日 改訂: 2012 年 5 月 16 日 改訂: 2017 年 5 月 17 日 実施: 2017 年 7 月 1 日</p> <p>JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則</p> <p>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）により採択された「JP ドメイン名紛争処理方針」に基づく JP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「本規則」という）及び JP ドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関がそのウェブサイトで公開する補則に従って、実施される。</p>	<p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター 公開: 2000 年 7 月 19 日 改訂: 2000 年 10 月 10 日 改訂: 2002 年 2 月 19 日 改訂: 2005 年 1 月 21 日 改訂: 2007 年 3 月 9 日 改訂: 2012 年 2 月 10 日 改訂: 2012 年 5 月 16 日 実施: 2012 年 7 月 1 日</p> <p>JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則</p> <p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）により採択された「JP ドメイン名紛争処理方針」に基づく JP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「本規則」という）および JP ドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関がそのウェブサイトで公開する補則に従って、実施される。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(修正)</p>
<p>申立書記載事項から希望パネリストの連絡先および DRP の写し提出義務を削除（不要のため）</p> <p>第 3 条 申立書 (b) (iv) この JP ドメイン名紛争処理手続の裁定を下すパネル構成の人数（一名または三名）及び三名構成のパネルを選択したときには、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名</p>	<p>第 3 条 申立書 (b) (iv) この JP ドメイン名紛争処理手続の裁定を下すパネル構成の人数（一名または三名）および三名構成のパネルを選択したときには、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名</p>	<p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>(これらの候補者は、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関によるパネリストの名簿から選出されなければならない)</p> <p>(xiv) 申立人が依拠している商標登録を含む証拠書類または他のすべての証拠、<u>及びそれらの証拠の一覧と説明書。</u></p>	<p>と連絡先（これらの候補者は、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関によるパネリストの名簿から選出されなければならない）</p> <p>(xiv) 申立の対象となっているドメイン名に適用される処理方針の写し、および申立人が依拠している商標登録を含む証拠書類または他のすべての証拠、およびそれらの証拠の一覧と説明書。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>
<p><u>紛争処理機関からドメイン名登録者への書類発送期限の延長</u></p> <p>第 4 条 申立書の送付</p> <p>(a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第 19 条に定める料金の受領の確認及び書面の受領から 5 日（営業日）以内に、第 2 条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。</p>	<p>第 4 条 申立書の送付</p> <p>(a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第 19 条に定める料金の受領の確認及び書面の受領後 3 日（営業日）以内に、第 2 条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。</p>	<p>(修正)</p>
<p><u>引用条文の誤りの修正</u></p> <p><u>答弁書記載事項から希望パネリストの連絡先を削除（不要のため）</u></p> <p>第 5 条 答弁書</p> <p>(b)</p> <p>(iv) 申立人が申立書においてパネリスト一名の構成によるパネルを選択（第 3 条(b)(iv)参照）している場合には、登録者が三名構成のパネルの選択を希望することの有無</p> <p>(v) 申立人または登録者のいずれかによりパネリスト三名で構成されるパネルが選択される場合には、パネリスト三名のうち一名を指名するための候補者三名の氏名（これらの候補者は JPNIC が認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出されなければならない）</p>	<p>第 5 条 答弁書</p> <p>(b)</p> <p>(iv) 申立人が申立書においてパネリスト一名の構成によるパネルを選択（第 3 条(c)(vii)参照）している場合には、登録者が三名構成のパネルの選択を希望することの有無</p> <p>(v) 申立人または登録者のいずれかによりパネリスト三名で構成されるパネルが選択される場合には、パネリスト三名のうち一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先（これらの候補者は JPNIC が認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出されなければならない）</p>	<p>(修正)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>申立人に課せられているパネリスト連絡先通知義務を削除（不要のため）</u></p> <p><u>三人パネルの場合の三人目のパネリストの指名方法</u></p> <p>第 6 条 パネルの指名と裁定日</p> <p>(d) 申立人が三名構成のパネルを選択せず、登録者が三名構成のパネルを選</p>	<p>第 6 条 パネルの指名と裁定日</p> <p>(d) 申立人が三名構成のパネルを選択せず、登録者が三名構成のパネルを選</p>	

改正案	現行	備考欄
<p>択したときには、申立人に答弁書の送付があつてから5日（営業日）以内に、申立人はパネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名を、紛争処理機関に通知しなければならない。申立人は、これらの候補者を、JPNICが認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出しなければならない。</p> <p>(e) いずれかの当事者がパネリスト三名構成のパネルを選択したときには、紛争処理機関は両当事者が提出した各候補者名簿から各一名のパネリストを指名するよう努力しなければならない。当事者が提出した候補者名簿から、通常の要件に従って、5日（営業日）以内に指名できないときには、紛争処理機関が自ら維持・管理しているパネリスト名簿から指名しなければならない。三番目のパネリストは、<u>紛争処理機関が指名するものとする。</u></p>	<p>択したときには、申立人に答弁書の送付があつてから5日（営業日）以内に、申立人はパネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先を、紛争処理機関に通知しなければならない。申立人は、これらの候補者を、JPNICが認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出しなければならない。</p> <p>(e) いずれかの当事者がパネリスト三名構成のパネルを選択したときには、紛争処理機関は両当事者が提出した各候補者名簿から各一名のパネリストを指名するよう努力しなければならない。当事者が提出した候補者名簿から、通常の要件に従って、5日（営業日）以内に指名できないときには、紛争処理機関が自ら維持・管理しているパネリスト名簿から指名しなければならない。三番目のパネリストは、紛争処理機関が両当事者に提示した5名の候補者の中から、その提示から5日（営業日）以内に両当事者が示した意向を踏まえ、合理的なバランスを考慮した上で、紛争処理機関により指名されなければならない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(修正)</p>
<p>第17条 取下げ、和解その他の理由による手続の終結</p> <p>(b) 前項により<u>申立て</u>が取り下げられたとき、<u>その手続は終了する。</u></p>	<p>第17条 取下げ、和解その他の理由による手続の終結</p> <p>(b) 前項により申立が取り下げられたとき、または、両当事者がパネルの裁定前に和解するとの合意に至ったときには、パネルはその手続を終了しなければならない。</p>	<p>(修正・修正)</p>
<p>「および」を法令の表記に合わせて「及び」に統一</p> <p>JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則</p> <p>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）により採択された「JPドメイン名紛争処理方針」に基づくJPドメイン名紛争処理手続は、「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「本規則」という）<u>及び</u>JPドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関がそのウェブサイトで公開する補則に従って、実施される。</p> <p>第1条 定義</p>	<p>JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則</p> <p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）により採択された「JPドメイン名紛争処理方針」に基づくJPドメイン名紛争処理手続は、「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「本規則」という）およびJPドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関がそのウェブサイトで公開する補則に従って、実施される。</p> <p>第1条 定義</p>	<p>(追加)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>(j) 「補則」とは、本規則を補完するために、JP ドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関が採択した規則をいう。この補則は、処理方針または本規則と矛盾する内容のものであってはならず、紛争処理機関は、この補則において、料金、語数・頁数の制限またはその指針、紛争処理機関とパネルの連絡方法、<u>及び連絡通知文書の表書の様式等</u>を定めなければならない。</p> <p>第2条 送付方法</p> <p>(a)</p> <p>(i) JPRS のドメイン名登録原簿に記載されているドメイン名登録組織の代表者<u>及び登録担当者</u>への郵送<u>及び</u>ファクシミリによる申立書の送付</p> <p>(iii) 登録者が紛争処理機関に通知した希望送付先の住所、<u>及び</u>第3条(b)(v)により申立人が紛争処理機関に提示したすべての送付先への申立書の送付</p> <p>(c) 当事者から紛争処理機関またはパネルに対する連絡は、補則が定める手段<u>及び</u>方法（書類の送付部数を含む）によりなされなければならない。</p> <p>(e) 当事者は、紛争処理機関<u>及び</u> JPRS に通知することにより、連絡方法（連絡担当者、手段、郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号<u>及び</u>ファクシミリ番号を含む）を変更することができる。</p> <p>(h) すべての送付の写しは、次のとおり関係者に送付されなければならない。</p> <p>(i) パネルからいずれかの当事者に送付するときは、紛争処理機関<u>及び</u>他の当事者へ</p> <p>(ii) 紛争処理機関からいずれかの当事者に送付するときは、他の当事者へ</p>	<p>(j) 「補則」とは、本規則を補完するために、JP ドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関が採択した規則をいう。この補則は、処理方針または本規則と矛盾する内容のものであってはならず、紛争処理機関は、この補則において、料金、語数・頁数の制限またはその指針、紛争処理機関とパネルの連絡方法、<u>および</u>連絡通知文書の表書の様式等を定めなければならない。</p> <p>第2条 送付方法</p> <p>(a)</p> <p>(i) JPRS のドメイン名登録原簿に記載されているドメイン名登録組織の代表者<u>および</u>登録担当者への郵送<u>および</u>ファクシミリによる申立書の送付</p> <p>(iii) 登録者が紛争処理機関に通知した希望送付先の住所、<u>および</u>第3条(b)(v)により申立人が紛争処理機関に提示したすべての送付先への申立書の送付</p> <p>(c) 当事者から紛争処理機関またはパネルに対する連絡は、補則が定める手段<u>および</u>方法（書類の送付部数を含む）によりなされなければならない。</p> <p>(e) 当事者は、紛争処理機関<u>および</u> JPRS に通知することにより、連絡方法（連絡担当者、手段、郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号<u>および</u>ファクシミリ番号を含む）を変更することができる。</p> <p>(h) すべての送付の写しは、次のとおり関係者に送付されなければならない。</p> <p>(i) パネルからいずれかの当事者に送付するときは、紛争処理機関<u>および</u>他の当事者へ</p> <p>(ii) 紛争処理機関からいずれかの当事者に送付するときは、他の当事者へ</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正・修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>(iii) 当事者の一方から送付されたものは、必要に応じ、他の当事者、パネル及び紛争処理機関へ</p>	<p>(iii) 当事者の一方から送付されたものは、必要に応じ、他の当事者、パネルおよび紛争処理機関へ</p>	<p>(修正)</p>
<p>(i) 送付者は、その送付の事実及び状況を記録した書面その他の記憶媒体を、関係当事者による検査及び報告のために保管しておかなければならない。</p>	<p>(i) 送付者は、その送付の事実および状況を記録した書面その他の記憶媒体を、関係当事者による検査および報告のために保管しておかなければならない。</p>	<p>(修正) (修正)</p>
<p>第3条 申立書</p>	<p>第3条 申立書</p>	
<p>(a) 登録されているドメイン名について利害関係を有するいかなる個人・団体も、<u>処理方針及び本規則</u>に従って、JPNIC の認定を受けているいずれかの紛争処理機関に対して申立書を提出することにより、JP ドメイン名紛争処理手続を開始することができる。(紛争処理機関は、その処理能力またはその他の理由により、<u>申立て</u>の受理を停止することができる。この場合、当該紛争処理機関は<u>申立て</u>の受理を拒絶しなければならない。拒絶された個人・団体は他の紛争処理機関に申立書を提出することができる。)</p>	<p>(a) 登録されているドメイン名について利害関係を有するいかなる個人・団体も、<u>処理方針および本規則</u>に従って、JPNIC の認定を受けているいずれかの紛争処理機関に対して申立書を提出することにより、JP ドメイン名紛争処理手続を開始することができる。(紛争処理機関は、その処理能力またはその他の理由により、<u>申立</u>の受理を停止することができる。この場合、当該紛争処理機関は<u>申立</u>の受理を拒絶しなければならない。拒絶された個人・団体は他の紛争処理機関に申立書を提出することができる。)</p>	<p>(修正) (修正) (修正)</p>
<p>(b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書及び電子メール(電子メールに添付できない関係書類は除く)の両方によって提出されなければならない。</p>	<p>(b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書および電子メール(電子メールに添付できない関係書類は除く)の両方によって提出されなければならない。</p>	<p>(修正)</p>
<p>(i) <u>処理方針及び本規則</u>に従って裁定されることの要請</p>	<p>(i) <u>処理方針および本規則</u>に従って裁定されることの要請</p>	<p>(修正)</p>
<p>(ii) <u>申立人及びこの JP ドメイン名紛争処理手続</u>において申立人に代って手続を行う権限がある代理人の氏名、事務所等の名称、郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号及び<u>ファクシミリ番号</u></p>	<p>(ii) <u>申立人およびこの JP ドメイン名紛争処理手続</u>において申立人に代って手続を行う権限がある代理人の氏名、事務所等の名称、郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号および<u>ファクシミリ番号</u></p>	<p>(修正) (修正)</p>
<p>(iii) この JP ドメイン名紛争処理手続における申立人への希望連絡方法(連絡担当者、手段、郵送先住所及び<u>電子メールアドレス</u>を含む)を、(A)電子メール送付による場合、<u>及び</u>(B)郵送による場合、のそれぞれについて</p>	<p>(iii) この JP ドメイン名紛争処理手続における申立人への希望連絡方法(連絡担当者、手段、郵送先住所および<u>電子メールアドレス</u>を含む)を、(A)電子メール送付による場合、<u>および</u>(B)郵送による場合、のそれぞれについて</p>	<p>(修正) (修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>(iv) この JP ドメイン名紛争処理手続の裁定を下すパネル構成の人数（一名または三名）及び三名構成のパネルを選択したときには、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名（これらの候補者は、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関によるパネリストの名簿から選出されなければならない）</p> <p>(v) 紛争処理機関が第 2 条(a)に定める申立書の送付を行うのに必要とされる、登録者またはその代理人への連絡手段について、申立人がこの JP ドメイン名紛争処理手続開始前の交渉で知り得た連絡先情報を含め、申立人が知る登録者の氏名、事務所等の名称、<u>及び関係するすべての情報</u>（郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号を含む）</p> <p>(viii) <u>申立ての根拠</u>となる商標その他表示、<u>及び</u>、それが現実に使用されているときにはその使用されている商品・役務の種類と内容（申立人は、申立書提出時に、将来その標章を使用する意図がある他の商品・役務があれば、その旨を別に記述することができる）</p> <p>(x) <u>処理方針及び本規則に従って求める救済</u></p> <p>(xiii) 次の結語<u>及び</u>申立人またはその権限ある代理人の署名または記名捺印 (1) 「申立人は、ドメイン名の登録に関する請求もしくは救済、紛争または紛争処理について、登録者のみを相手とするものであり、故意による不法行為を除き、(a)紛争処理機関<u>及び</u>パネリスト、(b)JPRS 並びにその役員、従業員その他のすべての関係者、(c)JPNIC 並びにその役員、職員、委員その他のすべての関係者に対する一切の請求または救済を放棄することに同意する。」</p> <p>(xiv) 申立人が依拠している商標登録を含む証拠書類または他のすべての証拠、<u>及び</u>それらの証拠の一覧と説明書。</p>	<p>(iv) この JP ドメイン名紛争処理手続の裁定を下すパネル構成の人数（一名または三名）および三名構成のパネルを選択したときには、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先（これらの候補者は、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関によるパネリストの名簿から選出されなければならない）</p> <p>(v) 紛争処理機関が第 2 条(a)に定める申立書の送付を行うのに必要とされる、登録者またはその代理人への連絡手段について、申立人がこの JP ドメイン名紛争処理手続開始前の交渉で知り得た連絡先情報を含め、申立人が知る登録者の氏名、事務所等の名称、および関係するすべての情報（郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号を含む）</p> <p>(viii) 申立の根拠となる商標その他表示、および、それが現実に使用されているときにはその使用されている商品・役務の種類と内容（申立人は、申立書提出時に、将来その標章を使用する意図がある他の商品・役務があれば、その旨を別に記述することができる）</p> <p>(x)処理方針および本規則に従って求める救済</p> <p>(xiii) 次の結語および申立人またはその権限ある代理人の署名または記名捺印 (1) 「申立人は、ドメイン名の登録に関する請求もしくは救済、紛争または紛争処理について、登録者のみを相手とするものであり、故意による不法行為を除き、(a)紛争処理機関およびパネリスト、(b)JPRS 並びにその役員、従業員その他のすべての関係者、(c)JPNIC 並びにその役員、職員、委員その他のすべての関係者に対する一切の請求または救済を放棄することに同意する。」</p> <p>(xiv) 申立の対象となっているドメイン名に適用される処理方針の写し、および申立人が依拠している商標登録を含む証拠書類または他のすべての証拠、およびそれらの証拠の一覧と説明書。</p>	<p>(修正) (削除)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正・修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(削除) (修正) (修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>そのパネリストの名簿から一名のパネリストを指名しなければならない。一名構成のパネルの料金は、申立人がその全額を負担する。</p> <p>(f) 例外的な事情がある場合を除き、紛争処理機関は、パネル全体の指名後、両当事者、JPNIC <u>及び</u> JPRS に対して、指名されたパネリスト <u>及び</u> そのパネルが裁定を下す予定日を通知しなければならない。</p> <p>第 8 条 当事者とパネル間の連絡</p> <p>当事者 <u>及び</u> その代理人は、パネルと一方的な連絡を取ってはならない。当事者とパネルとのすべての連絡は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている方法に従って紛争処理機関の事務局または事務担当者を通じて、なされなければならない。</p> <p>第 10 条 パネルの権限</p> <p>(e) パネルは、処理方針 <u>及び</u> 本規則に従って、複数のドメイン名紛争の併合審理を求める当事者からの <u>申立て</u> の許否を決定しなければならない。</p> <p>第 12 条 陳述・書類の追加</p> <p>パネルはその裁量により、いずれの当事者に対しても、<u>申立書</u> <u>及び</u> 答弁書以外に、陳述・書類の追加を求めることができる。</p> <p>第 13 条 当事者に対する審問</p> <p>電話、ビデオ <u>及び</u> ウェブ上での会議を含めて、当事者に対する審問を行わないものとする。ただし、特段の事情のある例外的な場合に限り、パネルの決定により、裁定を下すに必要な限度で、かかる審問を行うことができる。</p> <p>第 15 条 パネルの裁定</p> <p>(a) パネルは、提出された陳述・文書 <u>及び</u> 審問の結果に基づき、処理方針、本規則 <u>及び</u> 適用されうる関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、<u>裁定</u> を下さなければならない。</p>	<p>に、そのパネリストの名簿から一名のパネリストを指名しなければならない。一名構成のパネルの料金は、申立人がその全額を負担する。</p> <p>(f) 例外的な事情がある場合を除き、紛争処理機関は、パネル全体の指名後、両当事者、JPNIC および JPRS に対して、指名されたパネリスト <u>および</u> そのパネルが裁定を下す予定日を通知しなければならない。</p> <p>第 8 条 当事者とパネル間の連絡</p> <p>当事者 <u>および</u> その代理人は、パネルと一方的な連絡を取ってはならない。当事者とパネルとのすべての連絡は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている方法に従って紛争処理機関の事務局または事務担当者を通じて、なされなければならない。</p> <p>第 10 条 パネルの権限</p> <p>(e) パネルは、処理方針 <u>および</u> 本規則に従って、複数のドメイン名紛争の併合審理を求める当事者からの <u>申立</u> の許否を決定しなければならない。</p> <p>第 12 条 陳述・書類の追加</p> <p>パネルはその裁量により、いずれの当事者に対しても、申立書 <u>および</u> 答弁書以外に、陳述・書類の追加を求めることができる。</p> <p>第 13 条 当事者に対する審問</p> <p>電話、ビデオ <u>および</u> ウェブ上での会議を含めて、当事者に対する審問を行わないものとする。ただし、特段の事情のある例外的な場合に限り、パネルの決定により、裁定を下すに必要な限度で、かかる審問を行うことができる。</p> <p>第 15 条 パネルの裁定</p> <p>(a) パネルは、提出された陳述・文書 <u>および</u> 審問の結果に基づき、処理方針、本規則 <u>および</u> 適用されうる関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、<u>裁定</u> を下さなければならない。</p>	<p>(修正) (修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正) (修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正) (修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>(e) 裁定及び反対意見は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数制限に従ったものでなければならない。すべての反対意見は、多数決によるパネルの裁定に付記されなければならない。パネルは、その紛争内容が処理方針の第4条a項の範囲を逸脱しているものであるとの結論に達したときには、その旨を記載しなければならない。もし、申立内容が、処理方針を不正の目的で利用して登録者からそのドメイン名を奪いとろうとする行為や、登録者に対する嫌がらせ行為に該当するようなものであると認められたときには、パネルはその裁定において、不正の目的による<u>申立て</u>であり、このJPドメイン名紛争処理手続の濫用に該当するものである、との判断を示さなければならない。</p> <p>第16条 当事者への裁定の通知</p> <p>(a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領から3日（営業日）以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC <u>及び</u> JPRS に通知しなければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関<u>及び</u> JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日（裁定の通知から11日以降15日以内の日（JPRSの本店の営業日で計算））を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>第19条 料金</p> <p>(e) 移転の裁定を受けた申立人は、当該ドメイン名の移転登録<u>及び</u>登録更新に当たって登録規則に定める所定の登録料または維持料を支払うものとする。</p> <p>第20条 免責</p> <p>故意による不法行為を除き、紛争処理機関<u>及び</u>パネルリストは、本規則に基づくすべての手続に関係するいかなる作為・不作為についても、両当事者への責任を一切負わない。</p>	<p>(e) 裁定および反対意見は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数制限に従ったものでなければならない。すべての反対意見は、多数決によるパネルの裁定に付記されなければならない。パネルは、その紛争内容が処理方針の第4条a項の範囲を逸脱しているものであるとの結論に達したときには、その旨を記載しなければならない。もし、申立内容が、処理方針を不正の目的で利用して登録者からそのドメイン名を奪いとろうとする行為や、登録者に対する嫌がらせ行為に該当するようなものであると認められたときには、パネルはその裁定において、不正の目的による<u>申立</u>であり、このJPドメイン名紛争処理手続の濫用に該当するものである、との判断を示さなければならない。</p> <p>第16条 当事者への裁定の通知</p> <p>(a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領後3日（営業日）以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC <u>および</u> JPRS に通知しなければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関<u>および</u> JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日（裁定の通知から11日以降15日以内の日（JPRSの本店の営業日で計算））を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>第19条 料金</p> <p>(e) 移転の裁定を受けた申立人は、当該ドメイン名の移転登録<u>および</u>登録更新に当たって登録規則に定める所定の登録料または維持料を支払うものとする。</p> <p>第20条 免責</p> <p>故意による不法行為を除き、紛争処理機関<u>および</u>パネルリストは、本規則に基づくすべての手続に関係するいかなる作為・不作為についても、両当事者への責任を一切負わない。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>第 21 条 改訂</p> <p>JPNIC は、いつでも本規則を改訂する権利を留保する。JPNIC <u>及び</u> JPRS は、その改訂された本規則をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも 30 日（暦日）前に公開するものとする。申立書が紛争処理機関に提出された時に有効である本規則が、その JP ドメイン名紛争処理手続に適用されるものとする。</p>	<p>第 21 条 改訂</p> <p>JPNIC は、いつでも本規則を改訂する権利を留保する。JPNIC および JPRS は、その改訂された本規則をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも 30 日（暦日）前に公開するものとする。申立書が紛争処理機関に提出された時に有効である本規則が、その JP ドメイン名紛争処理手続に適用されるものとする。</p>	<p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p data-bbox="136 129 674 164">「<u>申立</u>」を法令に合わせて「<u>申立て</u>」に統一</p> <p data-bbox="136 177 304 207">第1条 定義</p> <p data-bbox="136 236 353 266">本規則においては</p> <p data-bbox="136 295 1043 539"> (a) 「<u>申立人</u>」とは、JP ドメイン名紛争処理手続に関する<u>申立て</u>を提起した当事者をいう。 (b) 「<u>当事者</u>」とは、申立人または JP ドメイン名紛争処理手続の<u>申立て</u>の対象となっているドメイン名登録者のことをいう。 (d) 「<u>パネル</u>」とは、JP ドメイン名紛争処理手続の<u>申立て</u>を審理・裁定するために、紛争処理機関により指名された紛争処理パネルをいう。 </p> <p data-bbox="136 588 358 619">第2条 送付方法</p> <p data-bbox="136 632 1025 836"> (a) (ii) 電子メール（電子メールによる送付が可能な添付書類を含む）による次のすべての宛先への申立書の送付 (A) 登録担当者の電子メールアドレス (B) postmaster@<<u>申立て</u>の対象となっているドメイン名> </p> <p data-bbox="136 885 327 916">第3条 申立書</p> <p data-bbox="136 944 1043 1278"> (a) 登録されているドメイン名について利害関係を有するいかなる個人・団体も、<u>処理方針及び本規則</u>に従って、JPNIC の認定を受けているいずれかの紛争処理機関に対して申立書を提出することにより、JP ドメイン名紛争処理手続を開始することができる。（紛争処理機関は、その処理能力またはその他の理由により、<u>申立て</u>の受理を停止することができる。この場合、当該紛争処理機関は<u>申立て</u>の受理を拒絶しなければならない。拒絶された個人・団体は他の紛争処理機関に申立書を提出することができる。） </p>	<p data-bbox="1066 172 1234 202">第1条 定義</p> <p data-bbox="1066 231 1283 261">本規則においては</p> <p data-bbox="1066 290 1973 534"> (a) 「<u>申立人</u>」とは、JP ドメイン名紛争処理手続に関する<u>申立</u>を提起した当事者をいう。 (b) 「<u>当事者</u>」とは、申立人または JP ドメイン名紛争処理手続の<u>申立</u>の対象となっているドメイン名登録者のことをいう。 (d) 「<u>パネル</u>」とは、JP ドメイン名紛争処理手続の<u>申立</u>を審理・裁定するために、紛争処理機関により指名された紛争処理パネルをいう。 </p> <p data-bbox="1066 584 1288 614">第2条 送付方法</p> <p data-bbox="1066 627 1968 831"> (a) (ii) 電子メール（電子メールによる送付が可能な添付書類を含む）による次のすべての宛先への申立書の送付 (A) 登録担当者の電子メールアドレス (B) postmaster@<<u>申立</u>の対象となっているドメイン名> </p> <p data-bbox="1066 880 1256 911">第3条 申立書</p> <p data-bbox="1066 940 1973 1273"> (a) 登録されているドメイン名について利害関係を有するいかなる個人・団体も、<u>処理方針および本規則</u>に従って、JPNIC の認定を受けているいずれかの紛争処理機関に対して申立書を提出することにより、JP ドメイン名紛争処理手続を開始することができる。（紛争処理機関は、その処理能力またはその他の理由により、<u>申立</u>の受理を停止することができる。この場合、当該紛争処理機関は<u>申立</u>の受理を拒絶しなければならない。拒絶された個人・団体は他の紛争処理機関に申立書を提出することができる。） </p>	<p data-bbox="2040 290 2119 320">(修正)</p> <p data-bbox="2040 371 2119 402">(修正)</p> <p data-bbox="2040 453 2119 483">(修正)</p> <p data-bbox="2040 794 2119 825">(修正)</p> <p data-bbox="2040 987 2119 1018">(修正)</p> <p data-bbox="2040 1115 2119 1145">(修正)</p> <p data-bbox="2040 1160 2119 1190">(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>(b)</p> <p>(viii) <u>申立ての根拠</u>となる商標その他表示、<u>及び</u>、それが現実に使用されているときにはその使用されている商品・役務の種類と内容（申立人は、申立書提出時に、将来その標章を使用する意図がある他の商品・役務があれば、その旨を別に記述することができる）</p> <p>(ix) 以下に示す三項目を明確にした<u>申立ての根拠</u>・理由</p> <p>(1) <u>申立ての対象</u>となっているドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること</p> <p>(xi) <u>申立ての対象</u>となっているドメイン名について、これまでに開始された、または終了した法的手続</p> <p>(xiii) 次の<u>結語及び</u>申立人またはその権限ある代理人の署名または記名捺印</p> <p>(2) 「申立人は、この申立書に記載されている情報は、申立人が知りうる限りにおいて、完全かつ正確なものであり、この<u>申立て</u>が嫌がらせなどの不当な目的のためになされているものではないことを保証する。」</p> <p>(c) 二つ以上のドメイン名が同一の登録者によって登録されている場合には、それら複数のドメイン名についての<u>申立て</u>を、一つの<u>申立て</u>によって行うことができる。</p>	<p>(b)</p> <p>(viii) <u>申立</u>の根拠となる商標その他表示、<u>および</u>、それが現実に使用されているときにはその使用されている商品・役務の種類と内容（申立人は、申立書提出時に、将来その標章を使用する意図がある他の商品・役務があれば、その旨を別に記述することができる）</p> <p>(ix) 以下に示す三項目を明確にした<u>申立</u>の根拠・理由</p> <p>(1) <u>申立</u>の対象となっているドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること</p> <p>(xi) <u>申立</u>の対象となっているドメイン名について、これまでに開始された、または終了した法的手続</p> <p>(xiii) 次の<u>結語</u>および申立人またはその権限ある代理人の署名または記名捺印</p> <p>(2) 「申立人は、この申立書に記載されている情報は、申立人が知りうる限りにおいて、完全かつ正確なものであり、この<u>申立</u>が嫌がらせなどの不当な目的のためになされているものではないことを保証する。」</p> <p>(c) 二つ以上のドメイン名が同一の登録者によって登録されている場合には、それら複数のドメイン名についての<u>申立</u>を、一つの<u>申立</u>によって行うことができる。</p>	<p>(修正・修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正・修正)</p>
<p>第4条 申立書の送付</p> <p>(b) 紛争処理機関が申立書に不備があることを発見したときには、その不備の内容を申立人に速やかに通知する。申立人は、その通知受領から5日（営業日）以内にその不備を補正できる。この期間内に何らの補正もなされなかった場合には、当該<u>申立て</u>は取り下げたものとみなされる。ただし、当該<u>申立て</u>を取り下げたとみなされるような場合であっても、申立人は新しい申立書を提出することができる。</p> <p>(d) 紛争処理機関は、<u>申立ての対象</u>となっているドメイン名とその手続開始日を、申立人、登録者、JPNIC <u>及び</u> JPRS に直ちに通知しなければならない。</p>	<p>第4条 申立書の送付</p> <p>(b) 紛争処理機関が申立書に不備があることを発見したときには、その不備の内容を申立人に速やかに通知する。申立人は、その通知受領後5日（営業日）以内にその不備を補正できる。この期間内に何らの補正もなされなかった場合には、当該<u>申立</u>は取り下げたものとみなされる。ただし、当該<u>申立</u>を取り下げたとみなされるような場合であっても、申立人は新しい申立書を提出することができる。</p> <p>(d) 紛争処理機関は、<u>申立</u>の対象となっているドメイン名とその手続開始日を、申立人、登録者、JPNIC <u>および</u> JPRS に直ちに通知しなければならない。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>第 5 条 答弁書 (b) (vi) <u>申立て</u>の対象となっているドメイン名について、これまでに開始された、または終結した法的手続</p> <p>第 10 条 パネルの権限 (e) パネルは、処理方針及び本規則に従って、複数のドメイン名紛争の併合審理を求める当事者からの<u>申立て</u>の許否を決定しなければならない。</p> <p>第 14 条 義務の不履行 (a) 例外的な事情がある場合を除き、いずれかの当事者が本規則またはパネルが定めた期限を遵守しない場合が生じたとしても、パネルはその<u>申立て</u>について裁定を下さなければならない。</p> <p>第 15 条 パネルの裁定 (b) 例外的な事情がある場合を除き、パネルは第 6 条による指名があった日から 14 日（営業日）以内に、<u>申立て</u>に対する裁定を紛争処理機関に通知しなければならない。</p> <p>(e) <u>裁定及び反対意見</u>は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数制限に従ったものでなければならない。すべての反対意見は、多数決によるパネルの裁定に付記されなければならない。パネルは、その紛争内容が処理方針の第 4 条 a 項の範囲を逸脱しているものであるとの結論に達したときには、その旨を記載しなければならない。もし、申立内容が、処理方針を不正の目的で利用して登録者からそのドメイン名を奪いとろうとする行為や、登録者に対する嫌がらせ行為に該当するようなものであると認められたときには、パネルはその裁定において、不正の目的による<u>申立て</u>であり、この JP ドメイン名紛争処理手続の濫用に該当するものである、との判断を示さなければならない。</p>	<p>第 5 条 答弁書 (b) (vi) <u>申立</u>の対象となっているドメイン名について、これまでに開始された、または終結した法的手続</p> <p>第 10 条 パネルの権限 (e) パネルは、処理方針及び本規則に従って、複数のドメイン名紛争の併合審理を求める当事者からの<u>申立</u>の許否を決定しなければならない。</p> <p>第 14 条 義務の不履行 (a) 例外的な事情がある場合を除き、いずれかの当事者が本規則またはパネルが定めた期限を遵守しない場合が生じたとしても、パネルはその<u>申立</u>について裁定を下さなければならない。</p> <p>第 15 条 パネルの裁定 (b) 例外的な事情がある場合を除き、パネルは第 6 条による指名があった日から 14 日（営業日）以内に、<u>申立</u>に対する裁定を紛争処理機関に通知しなければならない。</p> <p>(e) <u>裁定および反対意見</u>は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数制限に従ったものでなければならない。すべての反対意見は、多数決によるパネルの裁定に付記されなければならない。パネルは、その紛争内容が処理方針の第 4 条 a 項の範囲を逸脱しているものであるとの結論に達したときには、その旨を記載しなければならない。もし、申立内容が、処理方針を不正の目的で利用して登録者からそのドメイン名を奪いとろうとする行為や、登録者に対する嫌がらせ行為に該当するようなものであると認められたときには、パネルはその裁定において、不正の目的による<u>申立</u>であり、この JP ドメイン名紛争処理手続の濫用に該当するものである、との判断を示さなければならない。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>第 16 条 当事者への裁定の通知</p> <p>(b) JPNIC は裁定と裁定結果の実施日をウェブサイトにて公表する（処理方針第 4 条 j 項を参照）。いかなる場合であっても、<u>申立て</u>が不正の目的によるものである（第 15 条(e)を参照）との裁定が下されたときには、その裁定部分は公表されなければならない。</p> <p>第 17 条 取下げ、和解その他</p> <p>(a) 申立人は、パネルの裁定が下されるまでの間、<u>申立て</u>を取り下げることができる。ただし登録者が答弁書を提出した後には、その同意を得なければならない。</p> <p>(b) 前項により<u>申立て</u>が取り下げられたとき、その手続は終了する。</p> <p>第 18 条 裁判所における手続の効果</p> <p>(a) JP ドメイン名紛争処理手続開始前または係属中に、<u>申立て</u>の対象となっているドメイン名紛争について裁判所における手続が開始された場合には、パネルはその裁量により、その JP ドメイン名紛争処理手続の中断もしくは終了または続行のいずれかを選択しなければならない。</p> <p>(b) JP ドメイン名紛争処理手続の係属中に、いずれかの当事者が<u>申立て</u>の対象となっているドメイン名紛争について裁判所における手続を開始した場合には、当事者は速やかに紛争処理機関と、第 8 条に規定する方法でパネルにその旨を通知しなければならない。</p> <p>第 19 条 料金</p> <p>(b) 申立人から前項に定める料金の支払があるまでは、紛争処理機関は<u>申立て</u>について一切の手続を進めてはならない。</p> <p>(c) 紛争処理機関が申立書を受領して<u>から</u> 10 日（営業日）以内に紛争処理機関に対して料金の支払がない場合には、その<u>申立て</u>は取り下げられたものとみなされ、その手続は終了する。</p>	<p>第 16 条 当事者への裁定の通知</p> <p>(b) JPNIC は裁定と裁定結果の実施日をウェブサイトにて公表する（処理方針第 4 条 j 項を参照）。いかなる場合であっても、<u>申立</u>が不正の目的によるものである（第 15 条(e)を参照）との裁定が下されたときには、その裁定部分は公表されなければならない。</p> <p>第 17 条 取下げ、和解その他</p> <p>(a) 申立人は、パネルの裁定が下されるまでの間、<u>申立</u>を取り下げることができる。ただし登録者が答弁書を提出した後には、その同意を得なければならない。</p> <p>(b) 前項により<u>申立</u>が取り下げられたとき、または、<u>両当事者が</u>パネルの裁定前に和解するとの合意に至ったときには、パネルはその手続を終了しなければならない。</p> <p>第 18 条 裁判所における手続の効果</p> <p>(a) JP ドメイン名紛争処理手続開始前または係属中に、<u>申立</u>の対象となっているドメイン名紛争について裁判所における手続が開始された場合には、パネルはその裁量により、その JP ドメイン名紛争処理手続の中断もしくは終了または続行のいずれかを選択しなければならない。</p> <p>(b) JP ドメイン名紛争処理手続の係属中に、いずれかの当事者が<u>申立</u>の対象となっているドメイン名紛争について裁判所における手続を開始した場合には、当事者は速やかに紛争処理機関と、第 8 条に規定する方法でパネルにその旨を通知しなければならない。</p> <p>第 19 条 料金</p> <p>(b) 申立人から前項に定める料金の支払があるまでは、紛争処理機関は<u>申立</u>について一切の手続を進めてはならない。</p> <p>(c) 紛争処理機関が申立書を受領した後 10 日（営業日）以内に紛争処理機関に対して料金の支払がない場合には、その<u>申立</u>は取り下げられたものとみなされ、その手続は終了する。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正・削除)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>「後●日以内」「後日間」を法令等に合わせて「から●日以内」「から●日間」に統一</p> <p>第4条 申立書の送付</p> <p>(a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第19条に定める料金の受領の確認及び書面の受領から5日（営業日）以内に、第2条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。</p> <p>(b) 紛争処理機関が申立書に不備があることを発見したときには、その不備の内容を申立人に速やかに通知する。申立人は、その通知受領から5日（営業日）以内にその不備を補正できる。この期間内に何らの補正もなされなかった場合には、当該申立ては取り下げたものとみなされる。ただし、当該申立てを取り下げたとみなされるような場合であっても、申立人は新しい申立書を提出することができる。</p> <p>第16条 当事者への裁定の通知</p> <p>(a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領から3日（営業日）以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC 及び JPRS に通知しなければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関及び JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日（裁定の通知から11日以降15日以内の日(JPRSの本店の営業日で計算))を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>第19条 料金</p> <p>(c) 紛争処理機関が申立書を受領してから10日（営業日）以内に紛争処理機関に対して料金の支払がない場合には、その申立ては取り下げられたものとみなされ、その手続は終了する。</p>	<p>第4条 申立書の送付</p> <p>(a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第19条に定める料金の受領の確認及び書面の受領後3日（営業日）以内に、第2条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。</p> <p>(b) 紛争処理機関が申立書に不備があることを発見したときには、その不備の内容を申立人に速やかに通知する。申立人は、その通知受領後5日（営業日）以内にその不備を補正できる。この期間内に何らの補正もなされなかった場合には、当該申立は取り下げたものとみなされる。ただし、当該申立を取り下げたとみなされるような場合であっても、申立人は新しい申立書を提出することができる。</p> <p>第16条 当事者への裁定の通知</p> <p>(a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領後3日（営業日）以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC および JPRS に通知しなければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関および JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日（裁定の通知から11日以降15日以内の日(JPRSの本店の営業日で計算))を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>第19条 料金</p> <p>(c) 紛争処理機関が申立書を受領した後10日（営業日）以内に紛争処理機関に対して料金の支払がない場合には、その申立は取り下げられたものとみなされ、その手続は終了する。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>